

34 医療環境の充実

(1) 医療機関の役割分担と連携

●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療、重篤患者に対する三次救急医療を都が担っている。

1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎 2 階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下 1 階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児初期医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日（平日午後 8～11 時、土・日・祝休日午後 6～10 時）実施している。

〔初期救急医療施設〕 7 年度

施設名	診療日数（日）	受診者数（人）
練馬休日急患診療所	123	5,221
練馬区夜間救急こどもクリニック	365	1,524（※）
石神井休日急患診療所	123	6,263

※：練馬休日急患診療所の内数

2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎 3 階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には、休日診療当番制歯科診療所を区内に 2 か所開設している。

〔歯科（初期）救急医療施設〕 7 年度

施設名	診療日数（日）	受診者数（人）
練馬歯科休日急患診療所	72	585
当番制歯科診療所	12	213

3 二次救急医療

都は、区内 6 病院と 1 診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

〔二次救急医療機関〕 7 年度

施設名		所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10
	練馬光が丘病院	光が丘 2-5-1
	練馬総合病院	旭丘 1-24-1
	大泉生協病院	東大泉 6-3-3
	田中吉祥寺病院	関町南 3-9-23
	浩生会スズキ病院	栄町 7-1
診療所	川満外科	東大泉 6-34-46

4 三次救急医療

都は、5 年 3 月に順天堂練馬病院を三次救急医療機関として指定し、生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に医療を提供している。

〔三次救急医療機関〕 7 年度

施設名		所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎 3 階）では、地域の歯科診療所で治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に歯科診療を実施している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

摂食・えん下機能支援センター（区役所東庁舎 3 階）では、機能の低下が疑われる要介護高齢者を対象に、摂食、えん下機能に関する事前調査を行っている。

〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕

7 年度

区 分	診療日数（日）	治療件数（件）
心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療	101	2,458
摂食・えん下リハビリテーション診療	92	214

区 分	調査件数（件）
摂食・えん下機能支援事業	41

(2) 病床の確保

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式により、平成 17 年 7 月に順天堂練馬病院が開院した。区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療、がん医療など
- ・内科、外科、小児科の 24 時間救急医療
- ・区内医療機関との連携

既存病棟の改修により、3 年 4 月から 90 床増床するとともに、手術室、ICU（※ 1）および NICU（※ 2）の増設、GCU（※ 3）の新設等、医療機能を拡充した。

5 年 3 月に、生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に対応する三次救急医療機関に指定された。

※ 1 ICU：

集中治療室。重篤な患者に対し、24 時間体制で高度な医療・看護を行う病床

※ 2 NICU：

新生児集中治療室。保育器や人工呼吸器、こども用点滴器具等を備え、早産児や先天性疾患等を患った重症新生児が集中的な治療・ケアを受ける病床

※ 3 GCU：

新生児治療回復室。NICU で治療を受け、低出生体重から脱した新生児や状態が安定してきた新生児などが、引き続きケアや治療を受ける病床

●公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、平成 24 年 4 月に（公社）地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。

区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
- ・高度で専門的および総合的な医療
- ・区内医療機関との連携

29 年度に策定した「練馬光が丘病院改築基本構想」に基づき、既存の医療機能の充実に加え、光が丘地域では初となる回復期機能（※）を有する新たな病院として、4 年 10 月に開院した。

※ 回復期機能：

急性期の病院を退院後、すぐに自宅に戻ることが難しい人を受け入れ、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。また、容体が悪化した人の緊急時の受入れにも対応

●慈誠会・練馬高野台病院

旧高野台運動場用地の一部を活用し、区が病院の建設および運営を行う事業者を誘致する方式により、4 年 8 月に慈誠会・練馬高野台病院が開院した。

218 床の病院として、回復期・慢性期（※）の機能を有している。

※ 慢性期機能：

比較的長期間にわたり療養が必要な人を入院させる機能

●慈誠会・光が丘病院

練馬光が丘病院跡施設を活用し、区が病院の改修および運営を行う事業者を誘致する方式により、7 年 4 月に慈誠会・光が丘病院が開院した。157 床を有する病院として、区内初の緩和ケア病床や光が丘地域初となる地域包括ケア病床等を設置している。

(3) 在宅療養の推進

●在宅医療提供体制の充実

3 年度に、在宅医療の提供体制の充実を図るため、練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターを開設した。病院から在宅医療へ移行する際の訪問診療医のコーディネートや区民からの在宅医療に関する相談等を実施している。

●在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う、在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。（詳細は、112 ページの＜在宅療養の推進＞を参照）

(4) 災害時医療救護体制の構築

●医療機関の役割分担と連携

災害時に区立小・中学校に設置される避難拠点のうち、10 校に医療救護所を設ける。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に、来所する傷病者をトリアージ（※）し、軽症者の応急処置を行う。重症者等については、災害拠点病院（2 か所）または災害拠点連携医療機関（5 か所）に搬送する。

※ トリアージ：

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

●医療救護所訓練の実施

医療救護所に参集する医療スタッフや近接医療機関等による訓練を実施している。7 年度は大泉西中学校および貫井中学校で実施した。

〔医療救護所設置校〕

医療救護所	所在地
旭丘中学校	旭丘 2-40-1
開進第三中学校	桜台 3-28-1
貫井中学校	貫井 2-14-13
練馬東中学校	春日町 2-14-22
光が丘秋の陽小学校	光が丘 2-1-1
石神井東中学校	高野台 1-8-34
谷原中学校	谷原 4-10-5
大泉南小学校	東大泉 6-28-1
大泉西中学校	西大泉 3-19-27
石神井西中学校	関町南 3-10-3